

大阪市中心卸売市場 経営計画 2021



本場



東部市場



令和3年3月

大阪市中心卸売市場

1. 位置付け

大阪市中心卸売市場では、青果・水産物・加工食料品を扱う市場として本場を、青果・水産物を扱う市場として東部市場を、食肉を扱う市場として南港市場を設置しています。

この3市場のうち、本場と東部市場について企業会計方式を導入しており、「中央卸売市場事業会計」として事業を展開しています。

この度、「中央卸売市場事業会計」について、令和3年度から今後10年間の経営の基本計画として、「大阪市中心卸売市場経営計画2021」（以下、「経営計画」）を策定しました。

この「経営計画」は、総務省から策定を要請されている中長期的な基本計画である「経営戦略」として、将来における投資計画や諸施策を明らかにし、持続性を確保するための改革の取組と収支見通しを織り込んで、取りまとめたものです。

今後も、この「経営計画」に基づき、大阪市中心卸売市場が市民・消費者に対して安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給するという社会的役割・機能を持続的に発揮していくために必要な事業経営に取り組みます。

2. 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

3. モニタリング及びローリングについての考え方

（1）進捗管理（モニタリング）の考え方

大阪市ではPDCAサイクルにより局が重点的に取り組む経営課題と課題への対応策となる具体的取組を明らかにするツールとして「局運営方針」を毎年度策定・運用しています。

「経営計画」策定後については、当該運営方針等を用いて、大阪市中心卸売市場自らが、定期的に進捗管理を行うとともに、各年度末に、具体的取組を評価し、新たなリスクやニーズを踏まえ、次年度の具体的取組に反映させることとします。

（2）見直し（ローリング）の考え方

「経営計画」策定時において、全取組期間（10年間）にわたり、生鮮食料品の流通動向を正確に予測することや、技術革新、物価変動などが事業や経営に与える影響をすべて正確に見極め、収支見通しを見込むことは難しいと考えられます。

よって、現時点では過去の実績を参考とした予測可能な見通しと、業務効率化の取組みを前提に収支シミュレーションを策定しました。

今後については、計画期間の中間にあたる令和 7 年度を目途に、外部環境の変化や取組の進捗状況等の検証を行い、必要に応じて、後半の計画を修正することとします。

なお、令和 7 年度以前であっても、新たな運営手法の導入が具体化または決定するなど、計画の前提となる取組内容の大幅な変更や、その他収支シミュレーションに大きな影響を与える事象が発生した場合には、ローリングの時期を待たずに計画を修正することとします。

目 次

はじめに	1
第1 大阪市中央卸売市場の概要	3
1 中央卸売市場とは	3
2 大阪市中央卸売市場の概要	4
（1）大阪市中央卸売市場の概要	4
（2）大阪市中央卸売市場の沿革	5
（3）開設者としての大阪市の市場運営	8
ア 市場施設の整備並びに管理運営	8
イ 公正公平な取引の確保	9
ウ 食の情報発信	9
3 取扱数量の動向	10
（1）全国の中央卸売市場との取扱比較	10
（2）取扱数量の推移	10
第2 大阪市の目指す市場	11
1 国の卸売市場行政の動向	11
（1）これまで	11
（2）平成30年度の大改正	11
（3）国によって示された中央卸売市場の重要性	12
2 大阪市としての対応	13
（1）国の動きを受けて	13
（2）条例改正と「中央卸売市場」の認定	13
3 大阪市の役割	14
（1）開設者の責務	14
（2）開設者の取組み	14
第3 開設者としてのこれからの取組み	16
1 市場の経営改善	16
（1）収入の確保	17
ア 本場業務管理棟の入居促進	17
イ 資産の有効活用	17

(2) 経費の節減	1 7
ア 業務の効率化	1 7
イ 民間資金の導入	1 8
ウ 投資的経費の選択と集中	1 9
2 市場の基本機能の強化	2 0
(1) 品質管理及び衛生管理の高度化	2 0
(2) 老朽化施設・設備の更新、長寿命化	2 1
ア 老朽化設備の更新の事例	2 3
イ 長寿命化の推進	2 4
ウ 本場西棟	2 5
エ 東部市場加工食料品売場棟	2 7
3 市場の社会的役割の向上	2 9
(1) 市場内事業者に対する指導監督等	2 9
ア 卸売業者に対する指導監督	2 9
イ 仲卸業者に対する指導監督及び支援	2 9
(2) 市場機能に関する情報発信	2 9
ア 市場の役割・機能の普及啓発事業	3 0
イ 食育事業	3 0
第4 今後の収支見通し（年度別収支見込）	3 3
1 現状認識	3 3
2 平成28年3月公表の収支見込の振り返り	3 3
(1) 民間活力の活用による経費の削減	3 4
ア 民間活力の活用（業務委託の拡充、指定管理者制度の導入検討）	3 4
イ 市場機能の高度化に対するニーズへの対応（官民の役割分担による施設機能の充実）	3 4
(2) 企業債残高の削減	3 4
ア 補助金等の外部資金の活用	3 4
イ 資本費平準化債の発行	3 5
ウ 企業債残高の削減	3 5
3 収支見込の更新における考え方	3 6
4 今後の収支予測の前提条件及び内容	3 7
5 中央卸売市場事業会計年度別収支見込	3 9

大阪市中心卸売市場 経営計画

はじめに

大阪市中心卸売市場は、安全・安心な生鮮食料品の安定供給を行う流通の拠点施設であるとともに、大阪経済における産業基盤として重要な存在であり、大都市の基本インフラとしての役割・機能を発揮し、市民・消費者の食生活の安定に寄与しています。

平成 21 年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行されたことにより、当時、資金不足比率が 20%を超えていた大阪市中心卸売市場事業会計においては、経営健全化計画の策定が必要となり、財政の健全化が求められました。

開設者たる大阪市では、安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給するという中央卸売市場の社会的役割・機能を持続的に発揮していくため、今日まで、経営基盤の強化に重点的に取り組み、民間活用の拡大による市場の管理運営の効率化や市場機能の向上・競争力の強化に向けた取り組みを進めてきたところです。

それらの取組等により、平成 22 年3月に策定した「経営健全化計画」については、計画の1年前倒しとなる平成 27 年度決算で達成していますので、国の地方公営企業の経営健全化の基準においては、平成 27 年度決算以降は、法律上、中央卸売市場事業会計は、健全な会計となっています。

しかし、中央卸売市場事業会計においては依然として 350 億円の累積欠損金を計上しており、企業債利息の償還や減価償却費などが毎年の会計負担として重くのしかかっています。

また、損益計算書上は、本場大規模整備事業や東部市場再整備事業に伴う企業債利息の償還や減価償却費の負担などにより、当年度損失が生じる年度もあることから、地方公営企業法等の趣旨を踏まえ、赤字の解消に向けた取り組みを積極的に行っていく必要があります。

冒頭記載のとおり、中央卸売市場が担っている社会的役割・機能を安定的かつ持続的に発揮していくためには、経営基盤を強化し、適正かつ健全な市場運営を引き続き確保する必要があります。

よって、当面は①「収支における安定した単年度黒字化」と②「資金不足比率を20%未満に抑制」することを具体的な目標として設定し、各種取組みを進めつつ、生鮮食料品の流通の拠点施設として、さらには大都市の基本インフラとしての市場機能の強化を図るため、運営の効率化、競争力の強化、取引の活性化などに取り組んでいきます。

第1 大阪市中央卸売市場の概要

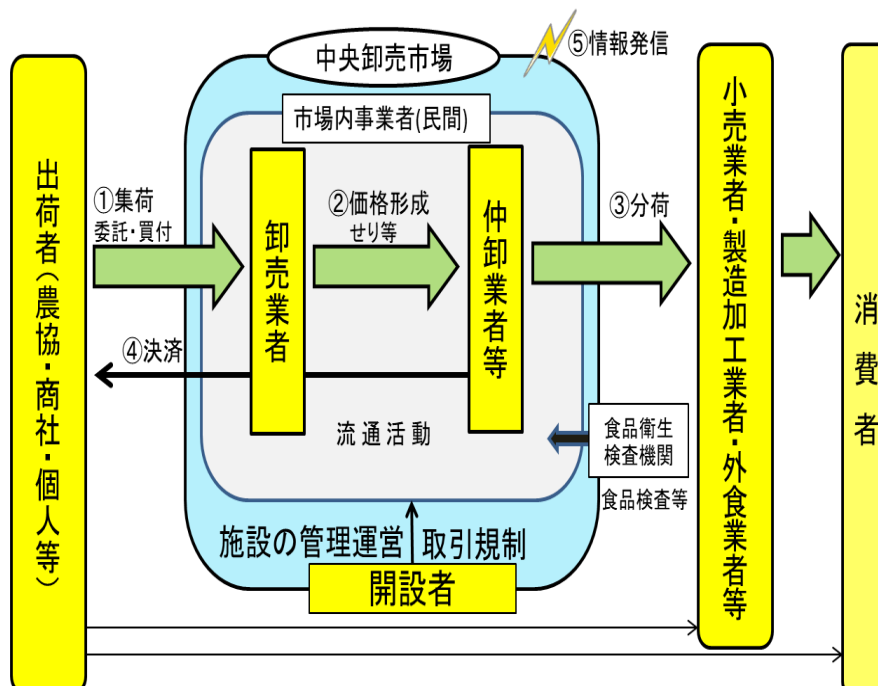
1 中央卸売市場とは

中央卸売市場は、私たちの日常生活に欠くことのできない野菜・果実、水産物、食肉類などの生鮮食料品について、産地からの計画的な集荷に努め、公正な値決めを行い、市民等消費者に安定して供給するという生鮮食料品流通において中心的な役割を担っています。

その中央卸売市場は、市場の適正な運営を図るために制定された卸売市場法に基づき、農林水産大臣の認定を受けて開設・運営しているものであり、生鮮食料品の基幹的流通機構として、国内外から多種多様な品目を豊富に品揃える「集荷機能」、せりや相対により需給バランスや品質の優劣などを考慮しながら公正な評価による透明性の高い価格を形成する「価格形成機能」、需要者のニーズに応じて迅速かつ効率的に必要な種類と量を多数の小売業者等へ分配する「分荷機能」、販売代金の精算や出荷者への支払いを迅速かつ確実に行う「決済機能」、入荷量や価格などの需給に関わる最新情報を収集し、インターネットなどにより提供を行う「情報機能」の5つの役割をもっています。

中央卸売市場では、開設者と卸売業者、仲卸業者等がそれぞれの役割を果たすことで、公正な取引の場として安定的に生鮮食料品を供給する市場の重要な機能を確保し、もって市民等消費者の生活の安定に寄与しています。

【市場流通の仕組み】



2 大阪市中央卸売市場の概要

(1) 大阪市中央卸売市場の概要

大阪市では、日常生活に欠くことのできない生鮮食料品について、産地から計画的に集荷し、公正な値決めを行い、市民等消費者に安定的に供給するため流通の中核を担う施設として、大阪市中央卸売市場を開設しています。

青果・水産物・加工食料品を扱う総合市場として、昭和6年11月に福島区野田に本場を、昭和39年11月に東住吉区今林に東部市場を開場し、「卸売市場法」及び「大阪市中央卸売市場業務条例」等に基づき運営しています。

【 大阪市中央卸売市場の概要 】

	本場	東部市場
取扱品目	青果・水産・加工食料品	青果・水産
開設年	1931年 (昭和6年)	1964年 (昭和39年)
所在地	福島区	東住吉区
敷地面積 建物延床面積	18万㎡ 31万㎡	11万㎡ 17万㎡
年間取扱 (令和元年度)	62.1万トン 2,495億円	23.1万トン 877億円
卸売業者 (令和2年7月1日現在)	6社	3社
仲卸業者 (令和2年7月1日現在)	264社	83社

(2) 大阪市中心卸売市場の沿革

生鮮食料品の市場が形成されたのは、豊臣秀吉が大坂城を築城した頃からであり、それ以来発展し、昭和の初期まで盛況を呈した大阪の名高い市場として、天満、ざこば、靱（うつぼ）、木津、難波などがありました。

第一次大戦が終わった大正7年頃は、経済情勢が不安定であったため、物価への影響を危惧した大阪市は、大正7年4月に公設小売市場を設置し、日用品の廉売と物価の安定を図りました。同年7月に起きた「米騒動」は、国民の食生活に影響が多であったことから、国においてもその対策を検討することとなり、本市の公設小売市場の設置に刺激され、生鮮食料品の取引の正常化、適正な価格形成を目的として、大正12年3月に中央卸売市場法が制定されました。

《本場の開設について》

本市においても、市民の食生活安定のために公設小売市場の親市場として、中央卸売市場の開設が必要であると判断し、調査委員会等を設置し検討を重ねました。その結果、水陸運ともに至便な福島区野田を最適地として決定し、全国に先がけて大正14年3月に国の認可を得て着工し、当時東洋一を誇る堂々たる総合市場として、昭和6年11月11日に現在の中央卸売市場（本場）が敷地面積約126,000 m²で開場しました。この開場と同時に従来から繁栄していた私設卸売市場については、ほとんどが中央卸売市場に吸収され、開場後1年間（昭和7年）の取扱量は39万トンに達しました。

また、第二次大戦終戦直後の統制中は、生鮮食料品の集荷配給機関として本来の市場機能を一次中断しましたが、統制の解除とともに、昭和25年5月から仲買制度の復活など再び本来の市場の姿に戻り、取扱量も45万トンまで回復しました。

一方、戦後の市内人口の回復とともに、周辺都市、近隣府県の人口も伸び、消費が激増し、大阪市内を対象とした消費市場であったものが、いわゆる集散市場の性格も色濃く併せ持つようになり、取扱量は毎年増加の一途をたどっていきました。

《東部市場の開設について》

本場の取扱量が毎年増加の一途をたどっていくとともに、輸送手段の大型化・高速化が急速に進み、市場施設が狭あい・過密となり、その打開策として昭和29年1月、市東南部にあたる東住吉区今林に第2中央卸売市場（東部市場）の建設計画を立て、敷地面積83,000 m²で、昭和33年11月より着工しました。建設にあたって、用地買収その他多くの課題がありましたが、昭和39年11月20日に施設が完成し、11月25日より業務を開始しました。

《本場の拡張整備事業について》

昭和 39 年には、本場の取扱量も開場当時の 2 倍強の 82 万トンを超え、その後も毎年 1 割近くの増加を示し、昭和 45 年に 120 万トンに達したことから、取扱量の増加や自動車輸送の激増に対処し、また、老朽施設の改善と狭あい・過密打開のため、拡張整備事業(現在の市場西棟)を実施し、昭和 50 年 11 月に果実・乾物等の部門を、昭和 51 年 2 月に漬物売場をそれぞれ移転しました。

《本場の大規模整備事業について》

しかし、本場開場から 60 年余りを経て、施設の老朽化が著しく、耐震構造の施設への建替えや、生鮮食料品等にかかる流通環境の変化や多種多様な消費者ニーズ、情報化の進展への対応が求められていたことから、食品流通の基幹的役割を充分果たすことができる機能を有するとともに、環境対策や衛生面に配慮した廃棄物の処理施設等を備えた近代的な市場を目指し、平成元年 9 月より抜本的な施設整備事業に着手しました。

平成 4 年 9 月に業務管理棟が竣工し、その後引続き市場棟(現在の市場東棟)及び関連棟の工事を進め、足掛け 10 年に及んだ現地建替が平成 14 年 11 月に完成しました。さらに、物流機能の強化を図るため、平成 15 年 6 月から配送加工棟の整備に着工し、平成 16 年 7 月に竣工しました。

《本場のさらなる機能向上について》

また、近年、仲卸業者においては量販店等からの食の安全・安心に対応するニーズの高まりからコールドチェーンの確保や HACCP 対応の保冷库・加工場が求められていることから、現在、業務管理棟北側に買荷保管積込所の整備を進めており、令和 3 年度の供用開始を予定しています。

《東部市場の拡張整備事業について》

東部市場においては、取扱量の増加に伴い昭和 52 年 12 月に施設の拡張を行い、加工食料品売場を移転し、引き続き昭和 53 年 5 月から、仲卸売場棟の全面改築工事を実施し、昭和 56 年 3 月に完成しました。

さらに、平成 12 年 3 月に流通の効率化を図るために、加工機能と配送機能を一体化した配送加工センターを新設しました。

《東部市場の再整備事業について》

しかし、開設当時からの施設の老朽化が著しく、機能的にも様々な課題があることから、これらの解消を図るとともに、今後ますます激しさを増すと予想される市場間競争に対応できる基盤整備が必要なため、「効率的な物流の創出」と「食の安

全・安心への対応」をコンセプトとして、市場機能の向上と競争力強化につながる整備をめざし、平成 19 年 7 月、再整備事業に着手し、平成 24 年 4 月から一層機能的で使いやすい市場として生まれ変わりました。

この再整備事業では、青果卸売場棟の建替え、冷蔵庫棟及び関連棟の建替え再配置を行い、産地トラックの大型化に対応した荷受作業の円滑化、場内の車輛通行の改善策を講じるとともに、量販店等との取引にかかる荷さばき・出荷作業を円滑に行うためのゾーンも新たに設置しました。

また、水産卸売場を全面低温化するなど、品質鮮度を保つための低温卸売場を拡大したほか、ごみドラムの新規導入により衛生面の強化を図りました。

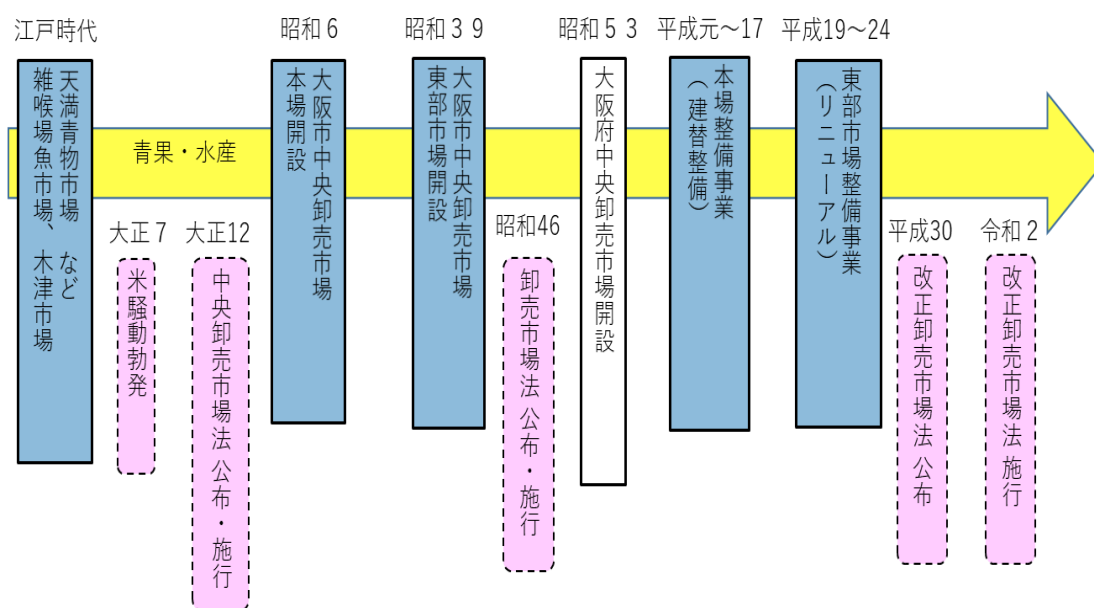
さらに、買出人駐車場には、雨や日差しを防ぐ大屋根を設置し、市場利用者への利便性の向上を図りました。

《平成 30 年度の卸売市場法大改正》

卸売市場法については、昭和 46 年に制定されて以降、卸売市場の取引の細部にわたり、国が全国一律に規制してきましたが、食品流通の合理化を促す観点から抜本的な見直しが必要とされ、平成 30 年 6 月に改正、令和 2 年 6 月に施行されており、大阪市中心卸売市場においても、改正卸売市場法に基づく中央卸売市場の認定を受けました。

(『第 2 大阪市の目指す市場』参照)

【市場の沿革】



(3) 開設者としての大阪市の市場運営

大阪市中央卸売市場における、開設者としての大阪市の役割は、市民・消費者の食生活の安定に資するため、安全・安心な生鮮食料品の安定供給を行う流通の拠点施設としての機能を発揮していくことであり、そのために市場施設の整備並びに管理運営、公正公平な取引の確保、食の情報発信を行っています。

ア 市場施設の整備並びに管理運営

(→市場機能の向上、競争力の強化)

- 施設設備の新設や改修

広大な敷地に重層建築物で市場運営に供する施設を設置し、また多くの設備を有しています。

設置にあたっては、取引実態に応じた規模及び機能を確保することとしており、設置から耐用年数が経過し、老朽化する機器等についても、順次、改修・更新を進めています。

- 施設や設備の保守、修繕などの維持管理

既存の施設・設備を適切に維持管理し、安定した施設・設備環境を提供することで場内事業者の円滑な取引実施に寄与しています。

性能及び機能の総合的な維持管理について、多くの部分を業務委託しています。

- 施設の環境整備

- 保安交通対策

産地と中央卸売市場、中央卸売市場と取引先の物流は主にトラック等の大型車両が使われており、また、中央卸売市場内における物の移動はフォークリフト等の特殊車両が使われ、短時間に多量の商品を捌く必要があるため、場内では車両が輻輳することになります。

そこで交通誘導等の保安交通対策のために警備業務を委託するとともに、業界と一体となって交通マナーの向上にも努めています。

- 衛生保持対策

中央卸売市場で取り扱われる生鮮食料品は場内で加工される過程や、パッケージの過程で大量の廃棄物が発生するため、場内の衛生保持対策として一般廃棄物搬出の業務委託を行っています。

また、日々の清掃・産業廃棄物処理等は場内業者で構成する団体が主体となり、本市も関与しながら衛生環境の維持に努めています。

イ 公正公平な取引の確保

(→法令に基づく各種規制等の取引指導監督)

- 卸売業者、仲卸業者等の経営の健全性の確保

卸売業者に対しては財務検査を実施し、財務の健全性を確保するための指導を行うとともに、正確な財務諸表の作成の指導を行っています。

また、仲卸業者に対しては経営状況の確認・評価を行い、経営状況の悪化した仲卸業者に対して経営改善に向けた指導・助言を行っています。

- 売買取引の適正性の確保

中央卸売市場における効率的な流通や公正かつ透明な価格形成が行われるよう、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他関係者に対し、指導を行っています。

ウ 食の情報発信

(→市民等消費者へ中央卸売市場の役割や重要性、食の大切さについて情報発信)

- P R 事業（市場機能・役割の普及啓発事業）

市民（消費者）に対して、市場との交流を深めることにより、市場の機能や役割を知ってもらい、市場の重要性、安全性への関心を高めています。

- 食育事業

市民等消費者に対して、食育を推進することにより、食の大切さ、大事さを知ってもらい、生鮮食料品への関心を高め、消費喚起に寄与しています。

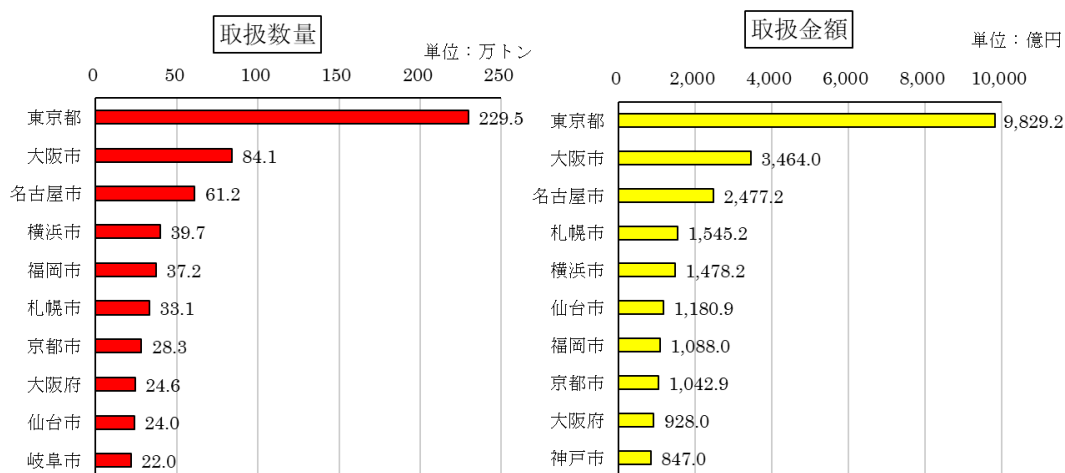
3 取扱数量の動向

(1) 全国の中央卸売市場との取扱比較

令和2年11月時点で、全国には40都市65市場が開設されています。

大阪市中央卸売市場（本場・東部市場）における取扱品目である青果・水産物の業務量の他都市比較では、東京都に次いで全国第2位です。

大阪市を中心とする大都市圏における消費地市場であり、生鮮食料品の流通の核としての役割を果たしています。



出典:「平成30年度地方公営企業年鑑」

(2) 取扱数量の推移

大阪市中央卸売市場の業務量は、取扱金額においては、微減となっているものの、取扱数量においては、横ばいで推移しており、大阪市を中心とする大都市圏の消費地市場、生鮮食料品の流通の核としての役割を果たしています。

【業務量の推移（青果・水産物・加工食料品計）】

